



## 気球登録管理責任者各位

2019年4月1日より「気球登録制度」及び「気球耐空証明制度」が施行され、新制度に則った「気球登録証明書」と「気球耐空証明書」を2019年4月1日にお送りしました。

気球登録証に有効期限はありませんが、耐空証明には有効期限がありますので、使用に際しては有効な耐空証明が必要です。

管理者や下回りなど「耐空証明」記載事項に変更がある場合は「耐空証明申請書」の変更項目にチェックを入れてください。チェックの入っていない項目で、前回の耐空証明と内容が相違する場合は、耐空証明を発行できませんので、よく確認して記入してください。

チェックボックスのない項目は「耐空証明」申請では変更できません。気球登録証の変更申請をしてください。

### ○気球登録の変更申請が必要な項目

- 1) 気球の名称
- 2) 色彩／ロゴ／気球の外観（写真）
- 3) 所有者名
- 4) 所有者住所

※**変更申請の場合、発行済みの「気球登録証」原本の提出が必要です。**

所有者が変わった場合などは前所有者から気球登録証を受け取り、変更申請してください。

※気球登録証を紛失した場合は気球登録証の再発行を申請してください。

※追加した下回りは耐空証明の有効期限でリセットされます。必要な場合は有効期限ごとに追加登録してください。

※管理責任者が期限の途中で変更になった場合は事務局までご連絡ください。耐空証明はそのまま期限まで有効ですが、変更した管理責任者を記載した耐空証明が必要な場合や紛失した場合は、耐空証明の再発行申請をしてください。

一般社団法人日本気球連盟 <事務局>

〒385-0054 長野県佐久市跡部120-1

TEL : 0267-64-6835 / FAX : 0267-64-6836

Email : jballoon@sakunet.ne.jp